

事務連絡

令和3年4月30日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
農林水産省食料産業局長

飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について

飲食店における感染防止対策の徹底強化を図るため、令和3年4月23日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改訂され、「政府は関係団体や地方公共団体に対して、第三者認証による認証制度の普及を促すこと」、「都道府県は、飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証制度へのインセンティブ措置の付与により、同制度の確実な運用を図ること」とされています。

飲食店の感染防止対策の遵守状況に係る認証制度については、多くの自治体では自己認証、又は、認証制度が存在しないところですが、今後は、飲食店の感染対策を強化するため、既に一部の自治体で導入され、かつ、成果を上げている第三者認証制度を参考に、第三者認証制度を導入することが必要となります。

各自治体においては、別添「感染対策に係る認証の基準（案）」をベースに、第三者認証制度の導入に可及的速やかに着手ください。なお、第三者認証制度の導入の検討には一定程度の時間がかかることが見込まれるところ、特に、緊急事態措置とまん延防止重点措置の対象区域においては、各知事の判断により、既に実施中の飲食店の見回りに注力され、その後、可及的速やかに第三者認証制度の導入をご検討ください。

現時点では、別添の基準（案）の項目が全て確実に行われている飲食店は、感染者が来店しても感染拡大を防止できるという一定のエビデンスが得られているところ、この基準（案）とすることを原則としますが、それぞれの都道府県がどのような基準項目とするかについては、各地域の公衆衛生等の専門家の意見を聞いた上で、認証基準案を作成ください。なお、以下の項目（必須項目）については、必ずその内容を認証基準に含めるようお願いします。

(1) アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)

全ての座席について、①パーティション(アクリル板等)が設置されている(※)、又は②座席の間隔が1m以上確保されていること。

※同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。パーティション(アクリル板等)の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。

## (2) 手指消毒の徹底

店内入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施していること。

## (3) 食事中以外のマスク着用の推奨

食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声かけなどで促していること。

## (4) 換気の徹底

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設については、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしていること。
- ・建築物衛生法の対象外施設については、換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>）を確保する、または、30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を行っていること。

なお、換気を徹底するにあたり、CO<sub>2</sub> センサーの使用等により、換気状況の把握に努めること。

また、実地調査で、可能な限り換気の状態を数値にて確認するようお願いいたします。

「感染対策に係る認証の基準（案）」は、今後、感染状況等を踏まえ、必要に応じ、国において有識者に諮り、改訂します。このため、各都道府県におかれては、第三者認証制度の導入にあたって、基準が随時見直されていくことを飲食店に周知するとともに、継続的に飲食店と情報共有できる枠組みを確保されるようご留意ください。

また、第三者認証制度導入にあたってのインセンティブとなるよう支援措置として、パーティション、換気設備、消毒液、CO<sub>2</sub> センサーなどの導入補助や飲食店向けの感染防止対策コンサルティング支援等についても併せてご検討ください。支援措置を講じる際は、地方創生臨時交付金（事業者支援分）を是非活用ください。

なお、Go To Eat 事業の飲食店の参加要件については、各都道府県において上乗せ・追加することが可能であり、第三者認証取得を上乗せ要件としている自治体もあ

ります。各自治体において、今後第三者認証取得の要件化をご検討いただくことも可能です。

第三者認証制度の導入の検討状況等について、別紙を用いて報告ください。具体的には、「第三者認証制度の導入（又は改善）計画」、「第三者認証制度導入のためのインセンティブ措置（支援措置等）」、「都道府県内の飲食店店舗数」及び「第三者認証導入済飲食店店舗数」について、令和3年5月11日（火）12:00までに報告をお願いします。なお、1週間に1度の頻度で情報の更新を依頼しますので、ご協力をお願いします。報告の頻度は状況を見て変更します。

また、都道府県にて認証の基準（案）を作成した際や、対外的に第三者認証制度の導入を発表する際は、事前に内閣官房、厚生労働省、農林水産省あてにご連絡くださいますようお願いいたします。

（※）飲食店に対する第三者認証制度とは、以下の4項目の大きな柱を都道府県知事が責任をもって実施する認証制度。

- ① 専門家等の知見も踏まえた感染症対策基準及びその確認方法を詳細化
- ② 認証を希望する飲食店からの求めに応じて、一軒一軒個別訪問し遵守状況を厳しく確認・指導（現地調査を行う主体は、都道府県職員に限らず、認証の質が担保されるのであれば、都道府県から外部委託を受けた者でも可）
- ③ 認証基準を満たす店のみ認証
- ④ 遵守状況をデータベース化して公表し、認証後も飲食店の再調査などを実施することにより質を担保